

能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム構築

基本計画策定業務

公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

能美市

## 目次

第1	業務の目的	1
第2	業務の内容	1
1	業務名	1
2	業務内容	1
3	業務期間	1
4	委託費の上限	1
5	契約方法	1
6	問合せ先及び各種書類の提出先	1
第3	企画提案に係る事項	2
1	企画提案参加の要件	2
2	企画提案の手続き等	2
第4	審査に係る事項	6
1	審査方法、審査項目及び評価基準	6
2	審査会	6
3	契約候補者の選定	7
4	審査結果の通知	7
第5	契約の締結	7
第6	業務の適正な実施に関する事項	7
1	業務の一括再委託の禁止	7
2	個人情報保護及び守秘義務	8
第7	業務の継続が困難となった場合の措置について	8
1	受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	8
2	その他の事由により業務の継続が困難となった場合	8

能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム構築基本基本計画策定業務  
公募型プロポーザル実施要領

第1 業務の目的

本要領は能美市が発注する「能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム基本計画策定業務」の受注者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 業務の内容

1 業務名

能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム構築基本計画策定業務

2 業務内容

別添「能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム構築基本計画策定業務仕様書」のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和4年10月28日

4 委託費の上限

委託金額の上限価格は、9,075,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

※上限価格は、予算額の上限であり予定価格を示すものではない。また、上限価格は契約額を保証するものではなく、提案価格についても審査項目としている。詳細は審査要領を確認のこと。

5 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6 問合せ先及び各種書類の提出先

〒923-1121 石川県能美市寺井町ぬ48番地

能美市健康福祉センター サンテ

能美市 健康福祉部 いきいき共生課 医療介護対策室内

電話番号 0761-58-2238 FAX 番号 0761-58-5215

電子メール iryou@city.nomi.lg.jp

第3 企画提案に係る事項

1 企画提案参加の要件

本プロポーザルの参加者は次の要件をすべて満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者。
- (2)公募時点で、令和4年度能美市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (3)企画提案書提出の日から審査会の日までの期間において、能美市の指名停止期間となっていない者。
- (4)過去5年間(平成29年4月1日から令和4年3月31日まで)において、国や地方公共団体(市町村が主体となる協議会を含む)が発注した同種業務の受注実績があること。

2 企画提案の手続き等

(1)スケジュール

項目	日程
①実施要領等の公表・配布	令和4年6月14日(火) ～令和4年6月29日(水)
②実施要領等に関する質問受付	令和4年6月14日(火) ～令和4年6月29日(水)
③企画提案書受付	令和4年6月14日(火) ～令和4年7月7日(木)
④審査会(プレゼンテーション)	令和4年7月14日(木)予定

## (2)実施要領等の配布期間

### ① 配布期間

令和4年6月14日(火)～令和4年6月29日(水)

午前9時～午後5時

※期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。

### ② 配布場所

能美市のホームページ(ホーム>入札・契約>プロポーザル)

<https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/genre/1608534946972/index.html>

## (3)実施要領等に関する質問書の受付及び回答

### ① 質問受付期間

令和4年6月14日(火)～令和4年6月29日(水)

### ② 質問提出方法

企画提案を提出するにあたっての質問については、電子メールの受付のみとする。  
電話、FAX 及び口頭並びに持参等は不可とする。

質問書(様式3)を使用し、件名を「能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム構築基本計画策定業務に係る質問」とし、下記アドレスまで送信すること。

電子メール iryou@city.nomi.lg.jp

※送信後、必ず電話により受信確認をすること。

電話番号 0761-58-2238

### ③ 回答方法

回答については、個別対応は行わない。

回答書は本実施要領と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

なお、回答については、質問者の事業者名等は公表せず、令和4年7月5日(火)午後5時までに能美市ホームページにおいて公表予定。

### ④ その他

審査基準に関する質問など審査会に関する質問には、回答しないものとする。

企画提案に参加しようとする者でないことが明らかである者からの質問や関連事項以外の質問については、回答しないものとする。

#### (4) 企画提案書等書類の受付

##### ① 提出期間

令和4年6月14日(火)～令和4年7月7日(木)

午前9時～午後5時

※期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。

##### ② 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

郵送の場合は、送付記録が残る方法とし、上記提出期間内に必着とする。

能美市健康福祉部いきいき共生課医療介護対策室 宛

〒923-1121 石川県能美市寺井町ぬ48番地

能美市健康福祉センターサテ内

##### ③ 提出書類

ア 企画提案書提出届(様式1)

イ 会社概要(A4版任意様式:1枚にまとめること。)

以下の項目は必ず記載すること。

・事業者名・本社所在地・業務内容

・連絡先・(担当者氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス)

ウ 業務経歴書(様式2)

エ 本業務の企画提案書

別に定める「能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム構築基本計画策定

業務事業者選定審査要領」の審査項目に沿った企画提案書を作成してください。

(A4版任意様式:文字サイズは12ポイント以上、Microsoft office

PowerPoint 又は PDF により作成し、30ページ以内に収めること。)

オ 見積書

A4版任意様式(見積書は消費税相当額を含まない金額で提示すること。)

##### ④ 提出部数

各1部

なお、「エ 本業務の企画提案書」のデータについては、CD-ROM、USB

又は電子メール等により提出すること。

## (5)企画提案参加に際しての注意事項

### ① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効となる。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 委託金額の上限を超えて見積書が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 実施要領に違反すると認められる場合
- カ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- キ 審査委員への事前説明、その他の接触を行った場合

### ② 複数提案の禁止

企画提案事業者は、複数の提案書を提出できない。

### ③ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。(軽微なものは除く)

### ④ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

### ⑤ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案に要する経費等はすべて事業者の負担とする。

### ⑥ その他

- ア 企画提案事業者は企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとする。
- イ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、令和4年7月11日(月)午後4時までに企画提案書提出辞退届(様式4)を能美市健康福祉部いきいき共生課医療介護対策室まで提出すること。

#### 第4 審査に係る事項

##### 1 審査方法、審査項目及び評価基準

プレゼンテーション形式による審査で行う。

審査項目及び評価基準は次のとおりである。

項目	全体に占める割合	評価基準
1業務経歴・実施体制	20/120	別紙
2企画提案に対する評価	80/120	
3提案価格に対する評価	20/120	

##### 2 審査会(事業内容審査)

企画提案事業者すべてがプレゼンテーションにて事業説明を行い、その内容を審査する。

###### ① 開催日時

令和4年7月14日(木)予定

(日時の詳細は、募集締切り後に個別に通知する)

###### ② 開催場所(予定)

場 所:能美市役所 本庁舎2階 中会議室

所在地:石川県能美市来丸町1110番地

###### ③ プレゼンテーションの所要時間

20分(1企画提案者につき提案20分、質疑応答10分)

###### ④ 機材等

プレゼンテーションに必要な機材(パソコン、プロジェクター、スクリーン等)は、協議会が用意するが、パソコンの持ち込みは認める。

###### ⑤ 発表者

本業務に携わる管理責任者

(出席者は、管理責任者1名に担当者2名の合計3名以内とする。)

###### ⑥ 注意事項

ア 各事業者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知する。

イ 企画提案事業者は他の事業者の企画提案を傍聴することはできない。

ウ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。



エ 提出期限までに提出された資料以外の提示又は配布は認めない。

#### ⑦ 審査の方法

審査は、別に定める「能美市医療介護連携情報共有プラットフォーム構築基本計画策定業務事業者選定審査要領」により実施する。

審査項目及び評価基準は、別紙のとおりとし、審査委員が評価点数を算出する。

なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目又は評価基準に基づき、提出書類及び企画提案事業者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し審議のうえ選定する。

### 3 契約候補者の選定

審査の結果、審査委員の評価点数が最高点を得た者を契約候補者とするが、同点の場合は、審査委員の協議により選定する。

### 4 審査結果の通知

審査結果は契約候補者の選定後、速やかに企画提案事業者全てに通知する。ただし、審査結果についての異議の申立ては受け付けない。

## 第5 契約の締結

審査結果に基づき決定した契約候補者と随意契約交渉を行う。契約候補者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。

なお、業務委託条件、仕様等は契約段階において若干の修正を行うことがある。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 業務の一括再委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、能美市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

## 2 個人情報保護及び守秘義務

(1)受注者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2)受注者は、個人情報及び法人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

(3)受注者は本業務の成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

## 第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

能美市と受注者の契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

### 1 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、能美市は契約の取り消しができる。この場合、能美市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。